

## 愛媛県就学援助費（医療費・学校給食費）支給要領

（趣旨）

第1条 愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う愛媛県就学援助費（以下「就学援助費」という。）の支給の決定等については、この要領の定めるところによるものとする。

（支給対象者）

第2条 就学援助費の支給対象者は、県立中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）並びに県立特別支援学校の小学部及び中学部（以下「特別支援学校」という。）の児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下単に「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者（以下「準要保護者」という。）

2 前項に規定する準要保護者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 就学援助費の支給を受けようとする年度又はその前年度において、次のいずれかの措置を受けた者
  - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
  - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
  - ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
  - エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
  - オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
  - カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条第1項又は第90条第1項に基づく国民年金の掛金の免除
  - キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
  - ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
  - ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付

- (2) 前号に掲げる者のほか、経済的に援助が必要と認められる者

（対象経費等）

第3条 就学援助費の支給対象経費は、児童又は生徒に係る医療費及び学校給食費とし、その対象範囲等はそれぞれ別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 就学援助費の支給対象期間は、第5条の認定の日から当該年度の末日までとする。

（申請書）

第4条 就学援助費の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、就学援助費申請書（様式第1号）に第2条第1項に規定する要件に該当することを証明する書類を添えて、児童又は生徒の在籍する中学校又は特別支援学校の校長（以下単に「校長」という。）に提出しなければならない。

2 校長は、申請者から前項の申請書の提出があった場合は、就学援助費に係る世帯票（様式第2号）を2部作成し、申請書の写し及び第2条第1項に規定する要件に該当することを証明する書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。

（就学援助の認定）

第5条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、保護者が要保護者に該当する児童及び生徒を要保護児童生徒として、保護者が準要保護者に該当する児童及び生徒を準要保護児童生徒として認定を行い、校長に通知するものとする。

2 校長は、教育委員会から前項の通知があったときは、就学援助審査結果通知書（様式第3号、第4号又は第5号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（支給の決定）

第6条 教育委員会は、前条の規定により要保護児童生徒又は準要保護児童生徒の認定を受けた児童又は生徒の保護者（以下「受給者」という。）に対して就学援助費の支給が必要と認めるときは、その都度、就学援助費の支給を決定するものとする。

（就学援助費の代理受領等）

第7条 校長は、受給者が就学援助費の請求、受領及び返納並びに債務の弁済（以下「受領等」という。）について校長に委任状（様式第6号）を提出した場合は、受給者に代わって就学援助費の受領等を行うことができる。

（状況変更等の届出）

第8条 受給者は、就学援助費の受給の基礎となる事項に変更が生じたときは、速やかに校長に届け出なければならない。

2 校長は、前項の事実を把握したときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

（認定の取消）

第9条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すものとする。

(1) 第2条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。

(3) 虚偽の申請等により、不正に就学援助費を受給したことが判明したとき。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、就学援助費の支給の事務に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年1月1日から施行する。

2 この要領の施行前に要保護児童生徒又は準要保護児童生徒として認定を受けている者に係る就学援助費の支給の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月1日一部改正）

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正）  
この要領は、平成28年4月1日から施行する。